

救済委員からのメッセージ

—— 子どもの最善の利益を実現する ——

札幌市代表子どもの権利救済委員 吉川 正也

1 子どもの権利条例制定の意義

札幌市が平成20年11月7日に制定した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」は、その重要性を増しています。

このいわゆる子どもの権利条例は、平成元年（1989年）に国連総会で採択された子どもの権利条約と、戦後において、国民主権、国民の基本的人権の尊重を明らかにした日本国憲法に立脚しています。

子どもの権利条約では、子どもは保護の客体ではなく、権利を行使する主体として認められました。また、児童に関するすべての措置を取るに当たっては、社会福祉施設、裁判所、行政当局、立法機関のいずれでも、児童の最善の利益を主として考慮する（同条約第3条）とされています。

条約では、子どもに、生きる権利、育つ権利、保護される権利、参加する権利の4つを規定しています。日本国憲法では、子どもを含むすべての国民は、基本的人権の享有を妨げられないとしています。

全国ではこれまでに、子どもの人権オンブズマン条例を制定した川西市から、平成28年12月に制定した東京都国立市まで、31自治体で制定されています。

そのなかで、札幌市は政令指定都市として、川崎市、名古屋市に続いて、全国3番目の早さで子どもの権利条例を制定しています。札幌市の条例は、相談を行うだけでなく、権利救済の制度を併せた総合型の条例です。

全国では、現在でも、子どもの自死など子どもの権利の侵害の事例が生じています。札幌市には、すでに9年前の平成21年4月から、こうした条例が施行されてきました。この意義は極めて大きいといえます。

2 安心して相談できる場所

現在、7人の子どものうちの1人は、その家庭の収入が、平均的な家庭の収入の2分の1以下であると報告されています。7人のうち1人の子どもの家庭は、他の家庭よりも相対的にみて貧困であるとされ、子どもの貧困が大きな問題となってきています。

かつて、一億中流社会といわれた時期は過ぎ、格差社会といわれる社会事象が生じている。このような経済環境のなかで、全ての子どもが安心して生活をしたり、養育を受けたり、十分な学習の機会を受けることが難しいことは想像しうることです。

札幌市の子どもの権利条例は、「子どもが安心して生きていくことができる」、「自分らしく、かけがえのない自分を大切にしていけることができる」、また、「学び、遊び、休息をすることができる」、そして、「自分の意思を表明することができる」ということで、子どもの権利条約の4つ



の大きな権利が、より詳細に認められています。

こうした子どもの権利を実現していくためには、子どものために、本当に子どもの味方となる相談機関が必要です。札幌市子どもアシストセンターは、子ども・大人を問わず、安心して相談ができるようになっていきます。相談の秘密はしっかり守られます。大人から子どもたちからも信頼され、十分な相談ができるように制度的な保障がされています。

そして、子どもアシストセンターでは、子どもの権利が侵害されている事案があったときには、その救済を図ることを目的としています。相談するなかで、権利救済すべき事案、調整すべき事案について、速やかに救済ないし調整活動に入ることになります。

権利救済の方法としては、相談から調整の方法をとって、迅速な対応をとることが多いです。救済の申立てにより手続きを厳格に進めるよりも、より速やかに柔軟に対応しながら、権利侵害から子どもを一刻も早く回復させたいためです。

3 権利救済の実際

子どもアシストセンターにおいて、相談から調整へ移行する場合には、どのように対応しているでしょうか。

例えば、学校の先生による子どもへの不適切な行為といった事案では、子どもや母親等から、まず事情をよく聞くこととなります。そして、子どもの主張をよく理解し権利侵害の状況を知ります。

そのうえで、相談員のほか調査員や救済委員によって、どのような調整方針で臨むか、事案の背景や、事案の重要な構成部分を確認して方針を定めます。そして、調整のため、学校側に調査員が出向いていきます。

調査員は、今後の方針を持ちながら、子どものために何が最善の利益となるかを考え、学校側へ出向きます。それまでに子ども側から聴取してきた事実と実状が異なることも出てきます。当事者として、それぞれの立場で認識や主張が異なることは当然です。

このように、事実認識が異なるとしても、できる限り、双方から事実関係を再確認しつつ、それでもなお子どものために何をしていくかをアシストセンター内で検討します。多数回に及ぶ事情聴取、学校訪問、子ども及び母親等との面談や連絡をしながら、子どもにとって一番よいことは何なのかを探していきます。歩み寄りの余地が全くないように見える問題でも、何が最善の利益かということを考えていくことが必要です。

学校側、子どもと母親等の側、アシストセンターの三者で、子どものために何ができるか共通認識ができると、解決の手がかりが得られることとなります。共通の目標ができると、子どもと母親等の側との間で一歩前進ができます。これが次への基礎となります。こうして、アシストセンターが調整に入ることで、相互の意思疎通が当事者との間で進みます。こうしたことを繰り返し、子どもの権利侵害からの回復が図られていきます。

4 これからの課題

子どもアシストセンターが、安心して相談できる場所であることを、もっと多くの人々に、特に困ったり悩んだりしている子どもに知ってもらう必要があります。毎年、新一年生が誕生するので、小学生には全てに改めて知ってもらっています。

アシストセンターの存在だけでなく、子どもの権利がなぜ認められているかもよく知ってもらい、それに他の子どもの権利をなぜ尊重しなければならないのかも知ってもらうため、子どもの権利に

ついて学習する機会を増やしたいと考えています。そして、例えば、なぜいじめをしてはいけないか、子ども自らわかるように考えてもらいます。

子どもの権利の学習については、小学校低学年、高学年、中学生など、年代に応じた教え方を改めて工夫していく必要があると思います。例えば、子どもに関心を持ってもらえるようなわかりやすい教材を新たに用意し、授業等で活用してもらうことも効果的なのではと考えます。

子どもアシストセンターの相談では、子どものために親身になって動いてくれる大人がいることと、アシストセンターの相談員や調査員は、信頼できる大人であることをよく知ってもらいます。調整活動については、子どもの権利の侵害の状況を子どもの立場で理解します。子どもの困っている状況をよく知り、それを少しでも良くする、そのために子どもの最善の利益を考え、向かうべき方針を定めます。そのうえで粘り強く、家庭環境、学校内の状況、子どもと相手方の状況を少しずつ変えていきます。

子どもは、本来自ら持っている力がありながら、何らかの原因で前に進めないときがあります。その障害している要因をできる限り取り除きます。子どもが自ら前進できるように諸々の環境を整え、助力を行っていきます。

子どもの個々の問題ごとに、その子どもにとっての最善の利益を考え、それを実現していきます。

子どもの問題を解決していくため、救済委員、相談員、調査員が相互協力し、子どもの権利が実現できるよう、これからもアシストセンターは全力で対応していきたいと考えています。

